

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和4年9月12日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 指定管理者制度の運用について
 - 2 その他

午前11時14分 開 議

○赤木忠徳委員長 それでは、総務常任委員会を開会いたします。

1 指定管理者制度の運用について

○赤木忠徳委員長 今、皆さんのお手元に庄原市の公の施設の指定管理制度導入・運用についてというものと、津山市の指定管理制度運用ガイドライン、松江市の指定管理制度運用ガイドラインというものがございます。本日は、津山市に10月19日、それから11月に松江市へ視察をさせていただき予定になっておりますが、それに伴い、庄原市と他の市のどこがどう違うのか。そこを明らかにしていきたいということで、本日開いております。まず、指定管理でございますが、指定管理は、一応公募して、その中で選定して指定していく。運用管理についても、どのように違うのか。また、管理をしているときに、年度末の報告をどのように報告しているのか。例えば、議会に報告するとか、市民に報告する、もしくは、インターネットを利用してホームページで報告するとかいう形をなされているのかどうか。そういうところも観点として、皆さんに注目していただきたいと思います。休憩します。

午前11時18分 休 憩

午前11時19分 再 開

○赤木忠徳委員長 まず最初に津山市を開いていただいて、5ページの3番、導入を決定した場合、議会の議決後、参入促進の点から、導入基本方針を市広報紙、ホームページにより市民に周知するとなっております。それともう一つ大きな違いは、7ページに括弧でくくったところがあるのです。サウンディング。施設の概要を公表して、広く意見を求める、市場調査をするということで、この施設に対して、市民がどうあるべきかという形のを事前に調査しております。また、電話窓口でのものは受け付けられないにしても、電子メール、文書で意見をいただくという形。市民からの意見も積極的に

取り入れるという形であります。意見を求める期間は、概要の公開から14日以内という形にしていますが、2週間は必ず、市民の意見とか、外部の意見を聞くという形になっております。それと、点数制度があったのですが、指定の決定に対して、大きく違うのが、選定基準の作成というのが、松江市の20ページにあります。1番下段ですが、選定基準の作成ということで、採点表の作成をするということで、5段階にしております。ということは、基準の例が、22ページにございますが、これを見て、全て選定委員会での審議内容を市民に公開するという形になっています。非常に両市とも積極的に市民に対して選考結果のことも公開をしているということです。33ページから34ページ、指定管理者の管理業務に関して、月例及び年間の事業報告を作成し、市に提出すると。月例報告と年間報告書をどちらも出すという形で、松江市は指定管理者に業務をさせていると。それと、4番にモニタリングの実施をやっていると。結局、単に指定しただけではなくて、指定管理者に対しても、市が責任を持って管理をしているということがはっきり出ております。言い方は悪いのですが、庄原市の場合は指定管理を決定したときの公表も、点数も広報していませんし、理由も余り明らかにされていない。指定管理を決定した後の管理についても、年に1回ほどその報告はあるにしても、月例もないですし、随時、報告を受けるということで済ましておりますけれども、そういう形の管理がはっきりしていないというところがあります。津山市が本当にまとめられておりますので、松江市も15ページ、モニタリングの実施ということが出ております。施設における自動販売機の設置、14ページの18。こういう細かいところまで、指定されております。津山市の18ページ以降、指定管理指定後についてというものが出ておりますので、ごらんしてください。全て細かく出ております。業務内容の改善指示。業務停止及び指定の取り消しについても出ております。4番目、19ページ。施設の管理運営の市民参加。これも先ほどの松江市と同じように、モニタリングに近いもの、利用者アンケートやモニター調査を実施するということです。それから、20ページであります。事業実施結果の公表ということで、市のホームページに掲載し、公表するという形で、しかも、毎年、実績、評価をともに見直し、審査委員会の意見を聞く。必ず毎年度、審査委員会を開いていくという形になっておりまして、決めた後も、市が責任を持って、指導、監督するという形の細かいところまであります。それに対して庄原市の場合は、一応ルールとしては指定管理をどのようにしていくか、条例によってもありますけれども、公表については全く書かれておりません。指定管理が決まった後のことについて、指導、監督することも全くありません。報告書の提出義務についても、年に1回ですか。庄原市の場合、11ページにありますけれども、指定管理者は、毎年度終了後、基本協定に定める期日までに、市に提出するものとするということで、事前に提出された事業計画との整合、事前に提出された自主事業計画書との整合、管理業務の実施状況に関する事項、利用料の納入、収入実績及び管理経費等の収支状況等、そういう形で報告書は、年に1回は出しなさいという形であります。まず、これをまとめていきたいと思うのです。指定管理に向けての決め方をどういう形で決めているか。それから、まず、指定管理をするということを決定した後、どのように公表していくか。公表しているかしていないか。もう1点は、導入をした時に決める審査基準。今、よその場合は点数で決める。0点から5点まで決めるという形になりますが、そういう基準があるかないか。それと、審査状況を公表する。公表するかしないか。決定した後の管理に関して。それから、決定後の報告書の提出のやり方。その後の公表するかしないかというところ。今の議会が済むまでに、私と副委員長で、何段階か分けて、これをまとめていきたいと思っております。福山委員。

○福山権二委員 比較検討はいいのですけれど、指定管理者制度の運用についてと挙げているのは、庄原市が指定管理者制度を導入して、今日までの経過の中で、何回も中間総括して見直そうという気運はずっとあったのですよ。あったのだけれど、180 何個の組織があって、指定管理のやり方がトータルとして、言い方が悪いけれども、ある面ですたずたではないかと。指定管理の人件費の10%、15%、30%などの決め方にしてもほとんど基準がないのではないかと。庄原市議会の教育民生委員会も含めて、いろいろ議会の中で議論して、諸経費もずっとパーセントをかえてきた経過があるのですよね。そこらも少し曖昧だったし、ある一定の領域の指定管理という、その業者も、もう固定された業者の中で、その諸経費について、35%以上あったところを減らすと、業者から相当クレームがついたりということもあって、非常に揺れ動いた。それからもう一つ、もともと庄原市が指定管理者制度をつくったのは、総合サービスも含めて、三日市保育所の民営化も含めて議論があった。そのときには、より民営化を進めることによって充実すると。三日市の保育所の背景が、他の保育所とも違うような傾向にあると。だから是正するのだということがあって。庄原市が三日市保育所を指定管理にすることを決めたときに、全国的にも、特に福岡市から、庄原市議会として保育業務を民間にやらせるということについて、議会がどうして議決したのかという話もあったりして、初めから、この庄原市の指定管理制度については少し曖昧だった。そのことは議会の中でもいろいろ議論があったのだけれど、議会がどれだけこの指定管理者制度についてかかわったかという、自己批判的総括の立場から点検していかないと。庄原市は10点だと。よそは100点だと。だから、今、直すのだということ、全て市の執行体制ばかりに求めずに。市はきちんと条例もつくったし、オーケーしたのだから、そのとおりしているのだとなるので。今回、そういうことについて、近隣の中国地方でも違ったところがある。特に特徴的な点をいってみてから、議会の役割はどうだったのか。その結果、どうなったのか。よそはこうなっている。議会の役割を一つの焦点にして、議論を進めることも大事だと思う。議員はどんどんかわってきているけれど、議会として指定管理者制度を考えると、本当に、今、中間的というか、指定管理者制度の総括をして、もともと公の施設を、指定管理制度を使ってやることについての成果と欠陥をもう一遍点検するということをまず宣言して、については、比較してみると、これまで議会でも問題になった、公募の問題、非公募の問題ということからこの問題に入っていくと。ほとんど公募の基準もないし、庄原市行政が勝手に選定をすることになっている。あるいは指定管理者の管理料なども、本当に業者から全部計画をとって吟味しているのではなく、どちらかと庄原市の行政が見積書というか、そういうことを一緒に考えている傾向もあるし、競争原理も全く働いていないということがあるので、そこらから、指定管理制度を活用する庄原市行政の基本的な視点とか、議会の対応ということ、これは議会の話だから、議会としてこれをやった動機をきちんとこれから考えていこうという報告書になれば1番いいと思うので。だから、比較検討する根拠として、庄原市の指定管理は、事業に対する責任性が薄いというか、そういうことを見ながらやるのだということ、まず意思統一しておかないといけないのではないかと。

○赤木忠徳委員長 考え方からいうと、庄原市は、よそに先駆けて指定管理を保育所に導入した市であろうと思います。基本的には、ほかの業務の指定管理は、よそもあったのですが、庄原市の保育業務に関しては、全国的にも保育業務を指定管理にしたというのは、よそよりも早かったのですが、導入に当たっての問題点とか総括的なものというのは、いまだにされておられません。ですから、そこらあたりは、議会の役割というのを考えろということですか。福山委員。

○福山権二委員 議会がどう議論してきたかも大事なので、現状が、近隣の市と比べて、少し公的業務についての責任ということについていえば、少し見直す状況があると。議会が全く悪かったといえ、いろいろあるので、思いとすれば、議会のかかわりも含めて、一定見直すということから始めることで、少し大きく考えたほうがいいのかということと、それぞれ指定管理者制度を各自治体で、この津山市と松江市もあるけれど、導入に当たっての動機とか、その経過、生まれ方があるので。庄原市の場合は、保育業務をまず指定管理にするのだという、民間委託するという動機の中で、庄原市が100%出資した庄原総合サービスをつくって、市長が株主の代表、ほとんど副市長、課長まで、部長も全部入って、第2庄原市みたいな権力構造をつくって、そこが責任を持ってやるのだから、庄原総合サービスがするということは、庄原市の公的業務で直営とほとんどかわらない。それをもってプラスアルファであるという説得の中で、行政が説得したわけですよ。だから、全ての責任は庄原市行政が持つのだということをやってきたのだけど、そこを一遍オーケーしたら、その後もどんどん指定管理が進んで、庄原市議会も歯どめがきかなかったという状況があると思うのです。そういう中で、1番の問題点として、議会の中でも、一般質問でも、なぜ公募しなかったのかということがちよくちよく出るということは、もうこの制度の根幹に関する問題なので、そういう資格があるものがないのではないかと。だから、高野などでも今回は、資格があるかないか、公募する指定管理を含めて。そこはもう行政が全面的に地域と話をして会社をつくるわけですよ。そのあたりの流れもあったりして、直営にせずということ。直営にするのならどうするのか。今度は脅迫的に、行政として保育所をやるためにはこれだけの人材がいるということで努力することはあまりいわずに、人もいないし、来ないのにできるものか。現地からいえば大ごとなのだけれど、直営で保育業務をする、保育の業務に対する基本姿勢が、今の市の行政ではもうほとんど見られないので。だから、これはおかしいではないかと議会が言うと、地域住民とけんかになるという。おかしい構造になっていると思いますよ。だから、そこはどうするかということを考えてやらないと。指定管理の先進地に行ってみるということは、もうみんなほとんどわかっていると思うのだけれど、先進地ですよ、津山市も松江市も。委員長が言うように、ものすごく責任を持って、きちんとする。どう報告して、原則公募にして、公募のときの選定の資格についてもすごい検査をして、市民参加にして、オーケーというのが出てからやる。しかも、オーケーが出たら、その後、毎年きちんと総括して点検をするということにしている。全然姿勢と構えが違うので、やりたい放題、やり投げにしているのと、そうではない、違うので、そのあたりを、今回、議会のかかわり方と指定管理の経過等を含めて出すようなことになるのかなと思う。そういう意味では、松江市と津山市の、そういう指定管理者制度に対応してきた姿勢というものを、議会も行政もどうだったのかを聞いてみるのは、非常に我々の反省になる。

○赤木忠徳委員長 特に庄原市の問題点を明らかにするための視察ですから、今回は、10年間以上も総括的なものをしていない。よそは5回も6回も改定している。庄原市の場合は2回しかしていないのです。だから、総括的なものがなされていない。しかも、先ほど言われるように、当初は、100%出資した庄原市の会社がやるのだから、庄原市が運営していると一緒だということをいって、庄原市はやってきた。ですから、その流れの中で募集にしても曖昧なところもあります。非公開にするか、指定にするか、公募にするかということは、よそはきちんと書いてありますし、しかも、選定委員が松江市の場合、27ページを見ていただくとよくわかるのですが、1番上です。選定に関する手続の中で、指定管理者の候補の選定に際しては、公平かつ適切な審査を行うため、選定審議会で審議をする。そ

の選定審議会は、公認会計士、経済団体、市民団体、福祉団体、スポーツ団体、観光団体などに属する者で構成して、5名、必要に応じて6名以上を選定しているということで、市の職員の中で選定をしないということですね。庄原市の場合は、全てが市内、市の職員で選定すると。このあたりに大きな違いがある。そもそも、そのあたりから違ってきている。庄原市の場合は、もう100%庄原市がつくった会社だから、庄原市の市内で、職員で、選定すればいいのだという考え方が、当初からあったのだらうと、私は思っています。福山委員。

○福山権二委員　　確かにそうだけれど、今の執行者からすれば、執行者だけで選んだからといってどこが悪いのだ、全然問題ないではないかと。それは、皆さんで選ぶこともいいかもしれないけれど、執行者で専門的な知識の中で選んで、それでいいということになって、別に、現在、あまり問題がないのだからいいではないかという判断も聞こえそうな気がするので、そのあたりも、ここまでやってきた動機ということ。どちらかという、いろいろこの委員会の意思として、200近いものが指定管理になって、ほぼ同じように繰り返されてきたのだけれど、もう1回立ちどまってやってみるときに、そういう非公募であるとか、選定が市の職員を中心にやっているとかいうことも含めて、比較検討してもう1回見直すみたいなことから始めて、今の指定管理者制度を、庄原市はでたらめだから直そうと思っているのだけれど、あまりそこを全面に出さないようにやるのがいいかなという気がするのです。議会は承認してきたわけだから。

○赤木忠徳委員長　　谷口委員。

○谷口隆明委員　　議論していくのに目的はいろいろあると思うのですが、指定管理者制度の導入の考え方そのものから始まって、いろいろな制度が違うので、それを比較検討することによって、庄原市がどこが違うのかということが明確になってくると思うので、その中で、いろいろな政策的な考え方も含めて、是正を求めるということになると思うので、いろいろな意味で比較検討をすることがまず1番大切ではないかなと。庄原市も、例えば、この前、高野の保育所もありましたが、あれも総合得点が1,000点で、600何点とか全部公開されている、ホームページに。例えば、東城保育所がやる時なら、東城と尚和会が競って、それぞれ800点と600点という形で議会へ全部出してやっていた、最初は、だから、確か、そういう選定基準もきちんと一覧表があって、これは幾らと全部あるのです。それを、今、全然議会に公表しなくなったので、それで津山市の場合はそうではなくて、そういう資料は全部議会に出して、審議をスムーズにするというのがあるから、そういう議会に対する手続も含めて、どこが違うかということを経験していろいろ議論していけば、明確になってくる。今言った16ページ、市議会説明資料の作成の留意事項ということで、円滑化を図るために、きちんとしたものを議会に配りましようとなっているので、そういうのが庄原市も最初あった。それが途中から、なぜかなくなってしまったので、今回、高野だってそういう選定結果は全部あるわけだから、それを出せばいいのに出していないのです。ただ、ホームページには出ていた。だから、そういう違いを調べていけば、どこを庄原市が是正しないといけないのかということがだんだんと明らかになってくると思うので、最初は、具体的な比較から始めるのが一番、あまり大きな目的を先に持ってくると重たくなるので、そういう比較からしたほうがいいのではないかなと思うのです。

○赤木忠徳委員長　　例えば、審査委員会。先ほど松江市を言いましたが、津山市の場合は13ページです。委員の構成については、学識経験者、建築士、会計士、いろいろありますが、本市の職員以外の委員を含めて構成するという形になって、委員の公表もしております。そういう形で、とにかく市の

職員ではなくて、その委員を選定して、その中で、選定委員会を決定していると。本当に公開して、しっかり審査しているという形になります。申請団体からの説明については、ヒアリングやプレゼンテーションをするという形で、本当にここをやりますよという形のプレゼンテーションまで開いて、公募の中の決定をしているという形ですね。14ページ、審査結果の通知ということですが、審査結果の通知を行ったときは、ホームページに審査結果の概要を掲載し公表するという形になっております。こういう形で、先ほど、私も初めて知ったのですが、ホームページまで開いて見れば出ているものが、なぜ議会に報告が出されないのかということが不思議なのですよね。今、谷口委員から、比較材料をつくってみようというところまで来ておりますが、この比較を明確につくったほうがいいのではないですか。藤原委員。

○藤原洋二委員　　きょう、津山市と松江市ということで、モデルのガイドラインが示されて、それで検討しているわけですが、福山委員から指定管理のスタートのこともありますが、ここでうたっていることに対して、庄原市の現状を整理するというをまずやって、中には、ヒアリング本気でやっているのかとか実態がわからないというものがあるかと思うのです。実態は、見積りがあって、ヒアリングしたりやっているのを、庄原市の現状がモデルに対して、どういう位置づけなのか、事務が進んでいるのかということを知る必要があるかと思えます。なので、整理したほうが1番いいのですけれども、事務量が鉢巻してしないといけないぐらいいると思うので、それを調べて、今度は公募の段階はどうか。委員会のメンバーどうなのかとかいうことに詳しく今度は入っていかないといけないと思います。庁舎内のメンバーにしても、初めは、事務副市長がトップだったのが現状は総務部長がトップになっているとか。その辺りをきちんと把握をして、人口減少に伴って、今まで指定管理でやった施設が経営的にはもう難しいと。幾ら次の指定管理ができて難しい実態出てくるので、今の段階で存続できればまだいいほうだと。それが駄目な場合は、もうその施設を営業を停止するというような基準もつくってくださいというは、話はしてますけども、まだ進んでないので、保育所であるとか、無分別の部分もありますけれども、その辺りはやはり次々、指定管理の契約以外に、今の庄原市に今後どうしていくのか、この実態をというところまで入っていきたく私は思っているのです。そこらも含めて、第一歩として、その比較表なり、モデルから庄原市の立ち位置というか今の現状をやはり整理するべきだとは思う。

○赤木忠徳委員長　　今、決算の資料を一生懸命、事務局がしていますから、今、事務局へ任せるわけにはいきませんので、委員長と副委員長で分担して、比較表、簡単なものをつくりまます。簡単なものをつくって、その中で、どこに見に行けばいいかというものを、津山市と松江市、庄原市が何ページという形で、詳しいところはそこを見ていただくという形の簡単な大体、書きますよ。例えば、審査の形にしては、庄原市は庁内です。松江市と津山市は、委員会をするとか審議会をつくるかという形で実施している。何ページを見れば分かるという形の簡単なもので、よければつくります。藤原委員。

○藤原洋二委員　　2つの市は、目次を見ただけであれば項目だけがすごく詳しいのと、要はこの目次に対してどういう整理で、本市の実態、状況というのは、少なからずいるのかなと。

○赤木忠徳委員長　　5つぐらいに分けたいのです。どういう形で分別していくかということをや5つぐらいに分けたい。指定管理前の在り方について。それから、選考についてのあり方について、それから、決定後の管理運営について、議会に対しての報告、最後に、今の指定管理からの報告書。報告書。そういう5つぐらいの項目に分けて、ある程度、雑であります、分けた中で比較材料をつくって、い

こうかなど、私も今見ている中で、そんなに大きな仕事ではないので、それはできると思います。それでよければ、まず1回目はつくりましょう。藤原委員。

○藤原洋二委員　　最初はそういう段階でいいと思いますけれども、私の狙いは、今度は、今の実績を踏まえて、指定管理第1期、5年なら5年やってみて、もう引き続きされないところですね。それから総合サービスのこともありますが、そのあたりに入って、よりよい指定管理になるようにと思っていますけれども、まずは、そこら辺でいいと思います。

○赤木忠徳委員長　　今、藤原委員が危惧されているのは、数多くある中で、安定的に経営ができているところと、それ以外のところ、特に、今、苦しんでいる観光を含めたものも継続が困難になっている施設も、現在、指定管理の中にあるだろう。それ以外に、建物の管理だけでしている指定管理もありますから、そこまでは、あまり詳しい報告書は、まず年に1回ぐらいでいいのだろうと思いますが、管理ができている保育所関係のしっかりしたものと、継続が困難になっている指定管理をどうしていくかというところまでいきたいということですね。藤原委員。

○藤原洋二委員　　庄原市の場合、人口であるとか、関係人口とかにかかわる指定管理も、そういった子供の数とか、対象が減ってくるとなかなか難しい状況の中で、吉川議員も言っておりましたが、それぞれの会計のやり方がある中で、庄原市が求めている報告の中身とそれを実際にやっている会計が違うものがあったり、そのあたりを庄原市が求めているから、それを全部やらないといけないということではないと思うので、臨機応変にやらないといけないこととか、細かいところはいっぱいあるので、だから詳しくやり過ぎると私はやめたというようなことも出てこようかと思うので、そこらまで入るのかも含めて、問題点は多岐にわたっていると思います。詳しいものだけがいいのではない実態もある。

○赤木忠徳委員長　　ここは藤原委員が危惧されているのは、庄原市の場合は、指定管理と第三セクターがかみ合ったようなところが随分ありますよね、いろいろなところが。そういう中で、経営困難になった場合、新しく指定したところなどは本当に苦勞されているのですが、そこを本当に管理しているかしていないかというのは、非常に大きな問題になるので、そのあたりはどういう形で引き継いでいくのか。それから市が支援していくのか。廃止していくときには、どういう形になるのかというのは、将来の問題点が、指摘されたようにあると思いますので。そこまでは、一歩ではいけませんので、そこを大きな遠い目標値として定めて、まず、手前からやっていくことで了解していただいてもいいですか。藤原委員。

○藤原洋二委員　　それは構いませんが、ここの中で、今の現状、市の職員と云々というのは、今までしていた事務としてやっていたものが、事務の簡素化で省略しているのか。そこらも含めて、スタートは、今さら何を言っているのかという話ですから、市民から見れば。そこらは、きちんとしないとはいけません。議会としても。

○赤木忠徳委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　今さら何を言っているのかという意味ですけど、これまでやってきてから、指定管理を見直したことの元から返すということはできないのだから。ある程度指摘されて、一部変更するところはすればいいので、あまり大所帯に構えずにいわないと市民が理解してくれないということですよ。

○藤原洋二委員　　指定管理の経験ももう長いし、項目が多いので、市がスタートしたことについては、

指定管理の制度としては、ある程度認めてきた経緯。中身については、しっかりやらないといけないところも多々あるかと思いますが、ポイントはどこなのかということが、ばらばらな気がしますので、そういう言い方をしましたけれども。

○赤木忠徳委員長 福山委員も藤原委員も、福山委員は特に、指定管理者制度の当初の考え方から含めてという形で言われていましたし、藤原委員は、全体的な、将来的な問題も含めてという形になりますが、まず、今の庄原市の指定者管理制度について、どこが問題なのか。改定が2回しかされていませんので、どこが本当に、よそに比べて問題点があるのかということ抽出することが、我々の今の役割ではないかなということで、津山市と松江市を比較材料としてさせていただいているということで、その問題点の抽出をやっていく作業だということで。改定については、こういう問題があるから改定すべきだというのは、今後の問題点として。まず、庄原市の問題点を抽出するために、よそと比較するのだという考え方でよろしいでしょうか。福山委員。

○福山権二委員 今の現状からいえば、そんなふうにとまめないと仕方ないと思うのです。いろいろ意見があるのだから。比較してみようではないかということから出発して、スタートは、これからどうつくって、いろいろ思いが違うので、比較してみよう、ということから始めたらいいいと思うのです。ただ、思いとすれば、例えば庄原市議会の中でも、保育所の指定管理は断固反対という会派もあるのです。意見が違うのだけれど、いいという意見とそうではないという意見があって、そうではない意見と、市民の会が言っているのは、松江市にあるように、指定管理者制度というのは、管理委託制度のもとではなくて、全く民間にやらせることによって、民間というのはそういうノウハウがあるから、だからそれを民間にやらせて、より効率的になるのだというのが大上段としての指定管理制度。庄原市の場合は、民間が力があるからではなく、民間はないから、信用ができないから、庄原市が総合サービス会社をつくって、全くその行政と同じような権力があるような、そういう人選をして、そこに三日市の保育所をやらせる、あるいは、川北の保育所などをする。そういうふうにして、全く民間に力がないから、このように庄原市の100%の出資にかえ、それで住民が文句を言えば、庄原市が責任を持つので民間でないと言いながら、民間がしているのだからとごまかしてきたのですよ、と私には映るのですよ。それから、だんだん今度は、庄原市も板橋を、民間だといって農吉という会社にやらしてもらったのです。保育所のノウハウはほとんどなかったのだけれど、やったことは、しかし、それに中岡さんかな、優秀な人がいるからと、やらしてもらったと。そういう意味では、民間活力を利用したという、初めから民間力はなかった、庄原市には。なおかつ、やってきて、うまいことしているではないかということになって、こんなことがあると、小さいところから火が出ているわけですよ。先生と呼ばせないらしいとなったりもあったりして。いろいろあるのだけれど、根幹は、指定管理者制度の導入について、私たちの思いは、指定管理者制度の原則を外して進めたので、今、こんなことになったのだらうとなって。こうしていたら、どこかの集会所はいいと、それはもう仕方ないとなったのだけれど。それと、いろいろ指定管理の中での業務での領域の差があるので、意見がいろいろ出るのだけれど。その思いがあるので、藤原委員の意見を否定するつもりはないけれど、委員長の言うように、まず比較してみようということから今回スタートするしか。どういうふうに進展するかわからないけれど。

○赤木忠徳委員長 藤原委員。

○藤原洋二委員 いろいろな意見があろうかと思いますが、今まで総務委員会でも、指定管理は

相当時間をとって揉まれてきたので、そこらは総括していないという意味でよろしいですか。今までの成果がないと。

○福山権二委員 教育民生として、一定、総括したものは、各議会のときに、閉会中の審査項目の中で出したことがある。

○赤木忠徳委員長 総務として、一般経費ですね。俗に言う、40%であった関係を80%にしていたと。その決定についての問題というのは、総務が言い出したことで。それをもって、余りにも利益が上がり過ぎたと。審査の過程で、そこですごく利益が出た。特に保育業務に当たって、5,000万円とか1億円という形の利益が出てきたところが出てきて、その内容は、確かにどういう問題だろうかといえ、一般管理費と、もう一つは保育士の正規の値段で、正規の人を雇うことによる基準をしていたものが、業者はパートを雇って、それを賄っていたために余りにも多くの差が出たと。これはおかしいではないかという形で、精算項目に人件費も上げたという形で、総括ではなくて、総務委員会として、そこをしてきた経緯はあります。そこまでですね、総括はしていません。それでは、いつまでも同じ意見を繰り返すようになりますので、ある程度、委員長、副委員長にお任せしていただいて、これを簡単な形で4つか5つぐらいに分けて、指定管理のあり方について、まとめてきた中で、これはもう少し分割したほうがいい、これはいらないとかという形のを、また一遍開いていただいて、ここは追加したほうがいいのかというのであれば、それをつくっていく。たたき台のたたき台をつくりますので、簡単なものですよ。この会期中にもう1回開きたいと思います。よろしいですか。

○藤原洋二委員 議会事務局が質問事項について、つくってくれていますね。

○山崎啓介議会事務局主任 藤原委員が、今、おっしゃったのは、津山市視察に当たり、質問項目を皆さんに募りましたけれども、そのときに参考でつくった、津山市のガイドラインの目次の写しでございます。

○赤木忠徳委員長 そこらあたりを中心に、分けていくようになると思いますので、そこらあたりは任せてください。できれば、今週は、全く議会がないので、今週中に私もある程度まとめていきたいと思いますので、一般質問が26日まで。では、一般質問の間で、どこかでしたいのですが、時間的にとれるのは、最終日。私がつくったものを副委員長と話をし、事務局と取りまとめましょう。それでいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では、そういう形で、本当にたたき台のたたき台ですから、簡単なものしか作りません。その中で、これはこうあるべきだというものを最終的に取りまとめて、26日に皆さんの御意見を聴取した中で、視察へ行くまでに、皆さんにお渡しするという形でいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 それがあれば、質問も随分出しやすいかなと思いますので。まず、我々の視察の目的は、よその指定管理者制度がこんなに改定されていった理由。どこに問題があって、かえていったのか。そういう歴史が多分あるはずなので。こんなにかえていったというのは問題起こっているわけです。そこらあたりを学んで、そこで庄原市もどこかで総括をしていく必要があるのではないかと。いう形に持っていかなければいけないのではないかなと思っておりまして、ひとつ皆さんの御意見をよろしく願いいたしたいと思います。

2 その他

○赤木忠徳委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 ないですね。以上をもって、総務常任委員会を散会します。

午後0時18分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長